

#### 4・28「主権回復の日」式典開催に対する抗議と撤回を求める意見書

安倍内閣は12日、サンフランシスコ講和条約が発効した4月28日に政府主催の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を行うことを閣議決定した。1952年4月28日、講和条約の発効をもって敗戦国日本は占領状態から解放され、主権を回復した。

しかし、同条約第3条によって奄美・沖縄を含む南西諸島、小笠原諸島が主権(施政権)を奪われ、日本国から切り捨てられ、米国の統治下に置かれた。我々沖縄県民にとって、その後の長期にわたる米軍支配のもとでの苦悩・不条理の起源となった「4・28」は、まさに屈辱の日そのものといえる。沖縄の膨大な米軍基地は、日本の主権を排除した米軍の排他的な統治のもとで、強制的な土地接収によって建設され、日本復帰41年目にして今なお国土の0.6%に過ぎない沖縄に在日米軍基地の74%が偏在している。

県民は、膨大な米軍基地の存在によって自立経済への産業振興基盤が奪われ、今日なお米軍基地から派生する騒音問題や米軍人・軍属等による事件・事故により、日常的に苦しめられている。さらには、県民総意の反対にもかかわらず、安全性が懸念されるオスプレイの強制配備や名護市辺野古への新基地建設を着々と進めようとしている。

政府は式典開催の前に、まず沖縄における米軍基地の差別的な過重負担を改めるべく、主権国家らしく堂々と米国と交渉し、その負担解消に努めるべきだ。沖縄の米軍基地に対して日本の主権が、充分に行使されているとは思えない対米従属的な状況下で、沖縄が切り捨てられた「屈辱の日」に、「主権回復の日」として政府式典を開催することは、基地の過重負担に目をつむり、沖縄県民の心を踏みにじるものであり、到底許されるものではない。

よって、本市議会は今回の政府式典開催決定に対し、強く抗議するとともに、式典開催をただちに撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

糸満市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
内閣官房長官